

第4期 地域包括ケア推進 アクションプラン

令和6年10月

宮城県地域包括ケア推進協議会

目 次

I 趣 旨.....	2
II 目標と施策の柱.....	3
III 施策展開の方向性.....	4
IV 具体的な取組・事業.....	26
V 目標値.....	39
VI 今後の展開（R 6～R 8）.....	40
参考1 目標と施策の柱、アクションプラン取組テーマの関係図.....	41
参考2 関係事業概要一覧.....	42

I 趣 旨

- ・ 高齢社会が進展する中、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)及び本県の高齢者人口がピークを迎える令和27年(2045年)を見据え、医療と介護の連携、フレイル予防・介護予防の取組、地域での支え合い体制づくりなど、誰もが住み慣れた地域で可能な限り生活が続けられるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化させ、推進する必要があります。
- ・ このため、地域において様々な取組を展開していくためには、行政機関、医療・介護サービスの事業者や専門職団体、地域において高齢者への生活支援を展開する住民団体やNPOなど地域包括ケアに関わる関係機関・団体間の連携・協働を図る必要があります。
- ・ 県では、関係機関の連携体制を構築するため、これまで「宮城県地域包括ケア推進協議会」を設立するとともに、「みやぎ高齢者元気プラン」の下位計画として「地域包括ケア推進アクションプラン」を策定し、取組の方向性や目標を関係機関で共有してきました。
- ・ 今後の地域包括ケアシステムのさらなる充実と、地域共生社会の実現に向けては、他の福祉施策と一体的に取り組む必要があります、より一層の協働や連携が重要となります。このため、この「第4期地域包括ケア推進アクションプラン」では、6つの具体的なテーマ(介護人材の確保・養成・定着、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実及び住まいの確保、高齢者の健康維持・増進、医療・介護基盤の確保、多職種連携体制構築の推進)を定め、「第9期みやぎ高齢者元気プラン」に掲げた取組を整理し、参画機関をはじめとした関係機関や団体・市町村と共有するとともに、関係機関等が一体的となって具体的な取組を進めることを目的に策定するものです。

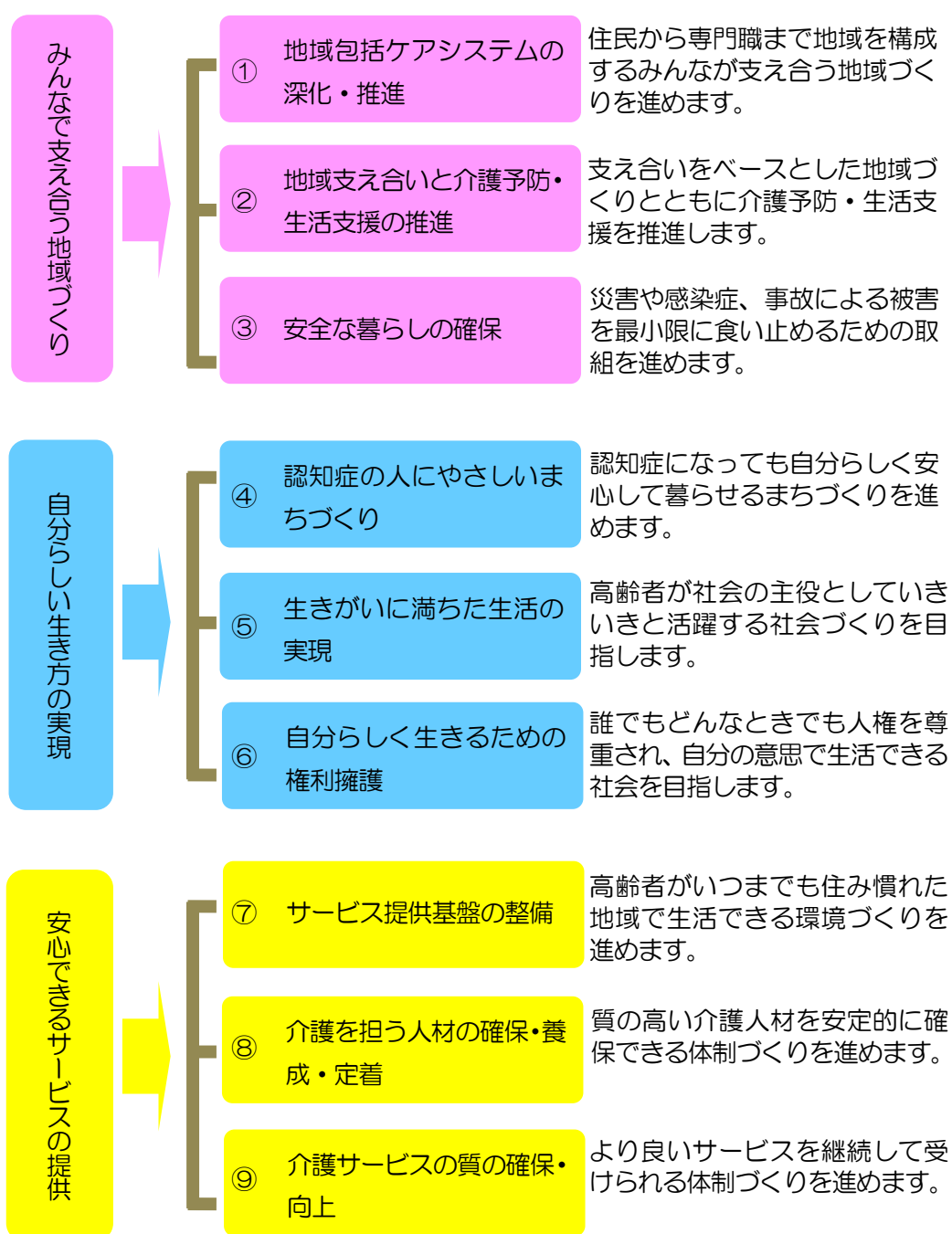


Ⅱ 目標と施策の柱

行政、企業、民間団体、県民が一緒になって、地域で自分らしい生活を安心して送れる社会づくりを進めるために、「第9期みやぎ高齢者元気プラン」で掲げた基本的目標と9つの施策の柱は以下のとおりです。

【基本的目標】

【基本課題】



Ⅲ 施策展開の方向性

9つの柱に応じた施策展開の方向性は、以下のとおりです。

基本的目標1 みんなで支え合う地域づくり

基本課題① 地域包括ケアシステムの深化・推進

イ 地域包括ケア体制の深化

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることの重要性について、高齢者本人や家族、地域住民、地域の専門職、関係機関等の理解を深めるために、地域の実情に沿った普及啓発を行うとともに、地域毎の課題解決への支援を行っていきます。
- ・ ヤングケアラーやビジネスケアラー、精神障害者の介護など複雑な課題を抱える家族の介護負担軽減のための取組を進めるため、地域包括支援センターの総合相談支援機能の活用、居宅介護支援事業所などの地域の拠点が行う伴走型支援などの関係機関による支援や、それらの連携を通じて、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて支えていくための取組を推進するとともに、各市町村において効率的、効果的な地域包括支援センターの機能強化ができるよう支援を行っていきます。
- ・ 地域包括支援センターが、地域の高齢者やその家族が生活を送る上で何か困ったことがあった場合の最初の「総合相談窓口」としての機能を十分に発揮できるよう、地域包括支援センターの役割について広く周知するとともに、運営状況の把握に努め、制度の改善が必要な事項については、国に対して要望等を行っていきます。
- ・ さらに、地域包括支援センターが地域の実情に応じてより効果的に業務を行えるよう、市町村と連携し、地域ケア会議に専門職を派遣するとともに、センターの体制整備、業務運営の手法、業務に関する専門的知識の習得などを目的とした研修会を開催し、地域包括支援センター職員の資質向上を支援します。
- ・ 宮城県地域包括ケア推進協議会を運営し、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組の推進に向け、関係機関同士の連携・協働を図ります。

ロ 多職種連携体制の構築・推進

- ・ 市町村の切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を支援するため、市町村の取組状況を確認するとともに、「市町村の事業のマネジメント力の向上」の視点・支援を踏まえた上で、在宅医療を始め、広域的な医療資源に関する情報提供、医療と介護の連携に関する実態把握及び分析を行います。

- ・ 在宅医療・介護連携の推進のための情報発信、研修会の開催を通し、医療・介護連携で成果のあった市町村の取組事例を他の市町村にも拡大することに努めるとともに、必要なデータの分析・活用支援を推進し、市町村の実情に応じた資源や活動をコーディネートできる人材や市町村で事業を総合的に進める人材の育成を行うための技術的支援を行います。
- ・ 高齢者福祉圏域ごとや高齢者福祉圏域をまたぐ広域連携が必要な事項についての検討・支援を行うとともに、地域の医師会や関係団体との調整や市町村が地域の関係団体と連携体制を構築する際の支援や在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携を推進します。
- ・ 長寿社会政策課と各保健福祉事務所で連携を図り、管内市町村の実情に応じた伴走型支援に努めます。
- ・ 地域の医師会や医療関係団体における在宅医療関係機関の連携体制の構築を支援するとともに、医療従事者を対象とした講演会や研修会を開催し在宅医療・介護連携に関する普及啓発を促進します。
- ・ 介護支援専門員が、医療に関する知識を取得できるための研修会を実施するほか、医療と介護の情報を適切に運用できる環境づくりにより、介護支援専門員のマネジメント機能強化を支援します。
- ・ 医療職や介護職、リハビリテーション専門職等、関連する多職種の連携を推進するため、関係職種を対象とした研修を実施するとともに、情報の共有や課題の抽出、対応策の検討を行うための環境づくりを推進します。
- ・ 市町村及び地域包括支援センターがリハビリテーション専門職等と円滑な連携を図り、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた効果的な取組ができるよう、地域で活躍できる専門職の広域派遣調整及び人材育成体制のさらなる充実を図ります。
- ・ ACP¹について、県民に広く普及啓発を図るとともに、ACPに関する理解促進と対応力向上を図るため、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等を対象とした研修により人材育成を行います。

ハ 介護家族の支援

- ・ 地域包括支援センターが本人や家族からの相談、地域の社会資源との連携、戸別訪問等により地域の高齢者や家族の状況についての実態を適切に把握し、

¹ ACP：「アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）」の略。もしものときのために、本人が望む医療やケアなどを前もって考え、家族、医療、ケアチームなどの信頼する人々と繰り返し話し合い共有する取組のことで、愛称は「人生会議」といいます。

必要な支援へとつなぐことができるよう、地域包括支援センター職員の研修などを通じて支援します。

- ・ 適切な介護技術を学ぶ家族介護教室の開催や、市町村単位の家族の会の立ち上げ支援について、市町村が行う地域支援事業として各種の家族介護支援事業の取組を支援します。
- ・ 24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」など介護家族の負担を軽減するサービスが積極的に活用されるよう、制度の周知を行うなど普及を図っていきます。

基本課題② 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

イ 支え合う社会づくり（１）

地域支え合いの推進

- ・ 被災地支援や地域住民の支え合い、公的サービスと連携した支援に取り組んでいる住民グループやNPOの取組を支援するとともに、活動内容、効果や課題等を整理し情報発信することにより、同様の取組を県内各地に広めます。
- ・ 災害公営住宅等を含めた地域の支え合いや見守り活動の推進のため、関係機関などと連携し、市町が設置するサポートセンターの運営支援、「生活支援相談員」の養成研修等の支援を継続します。また、地域包括支援センター職員向けの研修等を実施することで、地域包括支援センターと市町サポートセンターの連携や地域における生活支援・介護予防体制の構築を図るための人材を育成します。
- ・ 社会福祉法の改正を踏まえ努力義務化された市町村地域福祉計画の策定を促進するとともに、地域共生社会の実現に向け、地域力の向上や地域福祉の推進のための市町村が行う取組に対し、支援を行います。また、身近な福祉活動の展開とネットワーク化を進め、県内各地で住民主体による地域福祉活動が実践されるよう、市町村及び社会福祉協議会に対して地域福祉推進のための支援等を行います。
- ・ 震災復興を通じて得た知見やノウハウを活用し、個別の福祉課題を解決するための取組を推進することにより、地域の支え合いの強化を図ります。
- ・ 平成27年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者の自立支援に向け、福祉事務所設置自治体が関係機関と連携し、様々な支援を包括的にを行います。
- ・ 近隣住民が見守りや日常生活上の援助を行ったり、自宅に閉じこもりがちな高齢者宅を定期的に訪問するなど地域の支え合い活動に積極的に取り組む

社会福祉協議会や老人クラブ等の団体を支援します。また、企業等と締結した見守りに関する協定を活用し、市町村の高齢者見守り活動を支援します。

- ・ 介護保険制度の地域支援事業による、事業の実施に必要なデータの分析・活用支援を推進し、地域の支え合い活動の促進に成果があった市町村の取組事例を、他の市町村にも拡大できるよう努めます。取組の一例として、「介護支援ボランティアポイント」の活用は、参加者に一定の経済的メリットがあり、地域活動になじみのない高齢者が参加するきっかけとして期待できます。こうした取組が促進されるよう市町村と連携した支援を行います。

ロ 支え合う地域社会づくり（２）

地域活動を支える人材の育成

- ・ 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎＮＰＯプラザ）を県内のＮＰＯ活動推進の中核機能拠点とし、各地域のＮＰＯ支援施設と連携しながら、ＮＰＯ活動の紹介や交流事業、マネジメント講座等の開催、事務ブースや会議室の貸出し、助成金やイベント等に関する情報発信等によりＮＰＯ活動を支援するとともに、ＮＰＯと多様な主体との連携を促進します。
- ・ 市町村が中心となり行う災害公営住宅等での地域の支え合い活動が円滑に行われるよう、関係機関などと連携し、サポートセンターの運営支援や生活支援相談員養成等の人材育成等を行うほか、市町村がＮＰＯやボランティア等に対して行う支援についての活動等を促進し、地域住民がともに支え合いながら社会活動を推進し、バランスのとれた地域コミュニティの構築を図ります。また、被災地以外の地域に対しては、地域の支え合い活動の事例紹介や情報提供を行い、市町村の取組を促進します。
- ・ 宮城県社会福祉協議会の「みやぎボランティア総合センター」が中心となり、ボランティアコーディネーターの活用、ＮＰＯ等の中間支援組織との連携を進め、各地域のＮＰＯやボランティア等への支援体制を強化・充実していきます。
- ・ 地域における自主的な生活支援体制構築に向けた支援や、地域活動を推進するリーダーとその後継者も視野に入れた人材の育成に取り組みます。また、コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・配置支援及び地域課題に対して助言するアドバイザーの派遣を行うことで地域活動の促進を図ります。
- ・ 宮城いきいき学園による地域活動の人材育成、老人クラブ活動やシルバー人材センター事業の活性化等により、高齢者自身の地域活動への積極的な参加を促します。
- ・ 市町村や地域包括支援センターと連携し、認知症サポーターや介護予防ボ

ランティアなどの人材を養成するとともに、地域住民が参加できる新たな活動の場の創出に取り組みます。

- ・ 教育現場や地域単位の福祉教育など、あらゆる世代が福祉や介護について経験を深める取組を進めます。

ハ 地域支え合い・生活支援体制の推進

- ・ 国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく「地域共生社会」を実現するため、令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）を公布しており、地域包括ケアシステムも、その実現に向けた取組の1つとして充実させていくこととしています。
- ・ 県では、住まい・医療・介護・生活支援等の一体的な提供に向け、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」を支援するため、「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置しています。この「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」では、地域の個別課題解決に向けて有識者等による検討を行うとともに、各市町村へアドバイザーを派遣し、地域課題の解決やサービス開発等について助言を行っていきます。
- ・ また、日常の営みとして特段意識せずに行われることの多い「近所づき合い」や「趣味のサークル」などの「地域の宝物」を見つけ、支え合いや見守りに活用するため、生活支援コーディネーターが積極的に役割を果たせるよう、研修を通じて人材育成を行っていきます。併せて、地域住民や民間事業者による活動との連携や、ITの活用など多様な手法により、見守りが継続されるよう市町村に対する支援を行っていきます。
- ・ 併せて、市町村や生活支援コーディネーターが日常生活支援体制の基盤整備を推進できるよう、情報交換やネットワークづくりを支援するとともに、それぞれの課題に応じた伴走型支援を行っていきます。
- ・ さらに、新たなコミュニティにおける支え合いの体制づくりに向け、被災者支援活動で培ったノウハウを活かしながら、専門家派遣等の取り組みを継続していきます。
- ・ 地域共生社会の実現に向けて、市町村において包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けアドバイザーを派遣するなど、必要な支援を行っていきます。
- ・ また、個人や世帯の抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、地域活動を支える多様な人材が連携して地域づくりに取り組む必要があり、高齢

者と障害児・者をサポートする「共生型サービス」の活用を含め、制度や分野を超えた支援体制の構築にも取り組みます。

ニ 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

- ・ 全ての県民が社会参加とフレイル予防・介護予防、自立支援・重症化防止の正しい知識を理解し、適切なケア（セルフケア含む）やサポートができるよう、県民への普及啓発を行います。
- ・ 要介護認定者が増加を続ける中、介護給付適正化はもとよりフレイルの高齢者や要支援認定者の重度化を予防するため、総合事業を基盤とした介護予防事業の取組を推進します。
- ・ 総合事業について、市町村と連携しながら実態の把握と評価を行うとともに、効果的・効率的な事業が展開できるよう、地域課題の分析、課題解決策の検討を広域的視点から支援し、地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービス事業を含む多様な受け皿の創出を推進します。また、市町村が幅広い専門職と連携し、地域の多様な資源を活用しながら総合事業を進められるよう、地域で活躍できる専門職の育成及び関係団体との広域的な連携体制の強化を図ります。
- ・ 年齢や生活機能の状態等で分け隔てることなく、全ての高齢者が主体となって参加できるよう、多様なニーズに応じた通いの場や「地域の宝物」の充実、就労的活動などの社会参加の促進を図ります。
- ・ 高齢者の健康寿命延伸に向けて、宮城県後期高齢者医療広域連合と市町村が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を効果的且つ効率的に行うことができるように、関係団体との連携・協働による技術的な支援を行うとともに、フレイル対策に携わる専門職の人材確保・育成を推進します。

基本課題③ 安全な暮らしの確保

イ 大規模災害・感染症への備え

- ・ 「新・宮城の将来ビジョン」や「宮城県地域防災計画」と整合を図りながら、県や市町村、県民及び事業者等がその役割や責務に応じた防災対策を推進する体制を整備するとともに震災の記憶・教訓の伝承や県民の防災訓練の参加促進等により、県民総ぐるみでの地震・津波・水害・土砂災害等の対策の強化を図ります。
- ・ 「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」や国の取組方針について周知するとともに先進事例の提供を行うなど、市町村の取組を継続して支援します。
- ・ 高齢者を含む県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、耐震診断・耐震

改修に係る相談窓口の設置や普及啓発に努めるとともに、助成事業による木造住宅等の耐震化を図ります。

- ・ 地震、水害、土砂災害、原子力災害、感染症等について、関係部署と連携し研修や訓練を実施するなど、平常時からの体制整備に取り組みます。また、研修や運営指導等を通じて施設ごとの状況に応じた防災対策マニュアルや感染症対策マニュアルの作成を推進し、各施設の防災体制、感染症の予防・まん延防止に向けた体制の構築を図ります。
- ・ 宮城県や市町村、宮城県社会福祉協議会など57団体（令和6年4月末現在）による「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設立しており、大規模災害など発生時、避難所・福祉避難所等における高齢者や障害者等の要支援者の支援に当たる災害派遣福祉チームの整備に努めます。
- ・ 感染症対策については、介護サービス事業所における適切な感染対策の推進のため、引き続き運営指導等において助言・指導を行うとともに、高齢者の健康維持・フレイル予防に向けて通いの場や認知症カフェ等の活性化を支援します。
- ・ また、新たな感染症の流行に備え、県と保健所設置市、関係機関で構成する「宮城県感染症連携協議会」を設置し、医療・介護サービスが適切に提供されるよう、平時からの体制整備に努めます。

ロ 地域ぐるみの防犯・防災対策

- ・ 「犯罪のない安心して暮らすことのできるまちづくり」を県民運動として展開することで、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を進めていきます。また、地域で行う安全教室等に講師を派遣し、防犯講話や防犯訓練を実施し、自治体、警察、自治会、事業者等と連携し地域全体で安全対策を推進します。
- ・ 県民の皆さんが安心して暮らせるように、交番・駐在所等の警察官によるパトロール活動、一人暮らし高齢者への訪問活動、危険箇所のパトロール、防犯指導のほか、特殊詐欺や各種犯罪被害防止等の防犯教室、特殊詐欺電話撃退装置の活用による固定電話対策の推進、交番・駐在所だよりの発行による地域安全情報の提供等の活動を行っていきます。また、高齢者の消費者被害を防止するため、相談機関と見守り関係者などが顔の見える関係を構築し、地域での情報共有と見守りにより、消費者被害の防止と救済に取り組みます。
- ・ 消費生活センターにおいて、悪質商法等による消費者被害や消費者トラブルなどの消費生活相談に応じるほか、消費者被害を未然に防止するため、高齢者向けの消費生活に関する出前講座等を開催し、高齢者に配慮した情報提供や広報活動等の普及啓発に取り組みます。また、消費者教育推進計画に従

い、関係機関との連携・協働により時代に合わせた効率的かつ効果的な消費者教育を推進するとともに、特に福祉分野と連携し、市町村における地域の見守りネットワークの構築の促進に努めます。

- ・ 認知症高齢者グループホームなど要介護高齢者が居住・入所する施設に対し、防火体制や火災発生時の消火・避難通報体制の確保など防火安全対策に万全を期すよう促し、対策の徹底を図ります。
- ・ 住宅火災による死者の発生防止、とりわけ就寝中における逃げ遅れを防止するため、住宅用火災警報器を設置していない既存住宅への設置を促すとともに、住宅用防災機器の普及を促進します。
- ・ 「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」（平成29年度改定版）に掲載されている、福祉施設に関する指針を広く施設の運営法人に周知するとともに、高齢者入所施設等に対して、不審者対策防犯訓練を実施します。

ハ 交通安全の確保

- ・ 高齢者の交通事故を防止するため、宮城県交通安全県民運動（マナーアップみやぎ運動）実施要綱等に基づき、年間を通して計画的な交通安全県民運動を展開します。
- ・ 高齢の歩行者や自転車利用者に対する思いやり運転の励行や交通ルール遵守、マナー向上等に関する普及・啓発に努め、地域社会全体で高齢者の交通安全に配慮する意識の醸成を図ります。
- ・ 高齢歩行者事故抑止対策として、道路の歩行や横断等の際における高齢者自身の安全行動の意識付けや危険回避能力の向上に資するため、参加・体験・実践型による交通安全教育の充実を図ります。また、薄暮時や夜間における高齢者の交通事故防止を図るため、市町村、関係機関・団体と協働し、県内全域において、反射材用品・LEDライトの着用や歩行・運転上の注意を促す高齢者世帯訪問等を行うとともに、高齢者交通安全教室の実施を推進します。
- ・ 身体機能の低下や判断力の低下などを感じて運転に不安を覚える高齢運転者からの運転免許の自主的な返納を促進するため、市町村、関係機関・団体及び民間企業等と連携し、タクシーや住民バスなどの運賃を割引する生活の足への支援と、スーパーマーケットや雑貨店での購入代金、温泉施設等の利用料を割引する日常生活への支援の更なる拡大と充実を図り、普及啓発に努めるとともに、地域の実情を踏まえながら、市町村と連携し移動手段の確保に向けて支援します。
- ・ 高齢運転者等による交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレー

キやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全技術を備えた車「安全運転サポート車」の普及啓発に努めます。

- ・ 「安全運転相談ダイヤル（＃８０８０）」の周知を図り、安全運転の継続に必要な措置についての助言、指導や自主返納制度の教示等、運転に不安を覚える高齢者及びその家族等からの相談にきめ細かに対応します。
- ・ 運転を継続する高齢者に対し、ドライブレコーダー等を活用したきめ細かな指導を含め、加齢に応じた望ましい運転のあり方等についての交通安全教育等を推進します。

基本的目標２ 自分らしい生き方の実現

基本課題④ 認知症の人にやさしいまちづくり

イ 認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり

- ・ 認知症の人が自分らしく、尊厳を保持しつつ希望を持って過ごせる社会づくりを進めるため、認知症への正しい理解を広めます。また、市町村や地域包括支援センター、医療機関や介護事業所などの保健福祉医療関係者だけでなく、学校や警察、町内会や民生委員、商工会など生活に関わる様々な関係機関と協力し、一体となって認知症の人にやさしいまちづくりを進めていきます。
- ・ これまで、市町村や老人クラブ等と連携しながら、認知症について理解し、温かく見守る応援者「認知症サポーター」の養成講座の開催を支援してきました。今後は、認知症の人と地域で関わることが多いと想定される小売業・金融機関・公共交通機関等や教育分野に認知症サポーターを増やすことを目指すとともに、認知症サポーターを中心とした支援チームを作り、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等に合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築を進めていきます。
- ・ 社会や地域における認知症への理解を促進するためには、国や市町村・団体など関係機関と幅広く連携しながら取組を進めていく必要があります。認知症基本法では、毎年９月２１日を「認知症の日」、９月を「認知症月間」と定めており、この期間を中心に、より効果的な普及啓発の取組を進めていきます。
- ・ 若年性認知症の人と家族や企業、介護や障害福祉など関係者に対し、若年性認知症支援コーディネーターによる相談窓口や、当事者や家族が集まるピアサポートグループの設立支援など、若年性認知症の人と家族が自分らしく過ごせる社会づくりを進めていきます。

ロ 正しい理解の促進と本人発信支援

- ・ 認知症の人本人が普及啓発活動等を行う「宮城県希望大使」を設置し、その活動状況を広く発信・周知することで、認知症への関心と正しい理解を広めます。
- ・ 診断を受けてからも希望を持って前向きに明るく暮らしており、経験や思いを共有できるピアサポーターと出会う場づくりについて、認知症疾患医療センターと連携して取り組みます。また、ピアサポーターの相談活動を充実させるため、各市町村とともに活動の場づくりに取り組みます。
- ・ 地域で認知症の人が集い、自分たちの思いを発信する「本人ミーティング」の普及を、各市町村とともに推進していきます。
- ・ 認知症の人と家族に対する支援として、認知症当事者や家族による活動団体等と連携しながら、孤立を防ぎ、本人の自立や介護家族の負担軽減を図ります。また、認知症の人とその家族がよりよい関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続するための「認知症の人と家族への一体的支援事業」の普及を、各市町村とともに推進していきます。

ハ 早期発見・早期対応の促進、医療体制の整備

- ・ 市町村における早期発見・早期対応につながる活動が今後とも充実するよう、情報の収集と提供に努めます。また、認知症についての県民の関心を高めることも必要であることから、認知症に関する基礎知識の普及啓発に努めます。
- ・ 認知症の予防に向けた早期発見・早期対応の促進のため、認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員養成研修の受講支援や、活動の質向上に向けた研修や情報交換の機会を設けます。
- ・ 認知症の早期の診断と治療開始を促進し、地域での連携体制を構築するために、県医師会と連携して「かかりつけ医」（主治医）及び「病院勤務の医療従事者」に対する研修と、「認知症サポート医」を養成する研修を継続するとともに、市町村及び地域包括支援センターに「認知症サポート医」や「かかりつけ医」に関する情報を提供し、介護と医療の関係者間の連携を図ります。また、あらゆる医療現場で認知症の人の心身の状況に応じた適切な医療を切れ目なく提供できるよう、歯科医師、薬剤師及び看護職員等の認知症対応力向上の研修を継続します。
- ・ 認知症医療の連携体制強化を図るため、認知症疾患医療センターについて、医療機関、認知症サポート医、市町村や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携しながら、地域連携拠点としての機能を発揮できるよう支援していきます。

ニ 認知症ケアを担う人づくりと介護者への支援

- ・ 介護サービスの従事者及び事業管理者等に対する研修や、認知症介護指導者の養成研修を引き続き実施し、認知症の人に対し、適切な介護サービスを切れ目なく提供できる体制を整備します。
- ・ 異業種からの参入や新卒・新任の介護職員に対して、認知症介護に必要な基礎的知識・技能の取得を支援し、認知症介護現場全体の介護の質の向上を図ります。また、認知症介護基礎研修について、介護職員の受講機会を確保するため、eラーニングによる研修体制の充実を引き続き進めます。
- ・ 認知症の人とその家族の支援について、関係団体や各市町村と共に、交流や活動の場づくりに取り組みます。また、市町村が実施している介護家族支援の取組を引き続き支援します。
- ・ 市町村や地域包括支援センター、そのほか多様な主体による「認知症カフェ」の設置促進及び普及啓発を進め、認知症の人や家族が孤立することなく、安心して過ごせる地域づくりを進めます。
- ・ 認知症の人とその家族を支援するため、電話相談及び相談員の派遣を継続して実施します。

ホ 認知症に適切に対応する地域づくり

- ・ 市町村の取組事例や成果を活用して、認知症の人とその家族を地域で支える仕組みづくりを全県下で推進します。具体的には、県内の圏域ごとに市町村との協働体制で、認知症対応に関する地域資源（地域包括支援センター、グループホーム等の拠点施設、病院、公民館、警察署、民生委員、町内会、商店街など）をネットワーク化し、効果的な支援を行う体制の構築を目指すとともに、これまで実施した事業の成果を全県に普及します。
- ・ 県は、地域全体が認知症に適切に対応できるよう、ネットワークの拡充と、日常的な見守りを行う地域住民の意識づくりを進めるため、認知症地域支援推進員の活動の質向上への支援やチームオレンジの構築支援を通して、各市町村の認知症の人にやさしいまちづくりを支援していきます。
- ・ 行方の分からない認知症高齢者等を検索するSOSネットワークの円滑な運用のための支援を行うほか、身元の分からない認知症高齢者等に関する照会・確認などについても、警察・市町村などと協力しながら進めていきます。
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、若年性認知症の人がその意欲と能力に応じた就労を継続できるよう支援するほか、事業主に対する普及啓発を図るなどの施策を進めていきます。

基本課題⑤ 生きがいに満ちた生活の実現

イ 高齢者が活躍できる活動の場づくり

- ・ スポーツや文化の交流大会、生きがいづくりなどのさまざまなイベントを通じて60歳以上の方々を中心にあらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる総合的な祭典「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」への参加を支援し、健康の保持・増進への関心、生涯現役への心意気を高めるとともに、世代間交流を通じた相互理解を深め、高齢者が安心して暮らすことができる地域力を将来に向けて高めます。
- ・ 早い時期から、健康に留意した自己管理や生活慣習（特に「栄養・食生活（アルコールを含む。）」、「身体活動・運動」、「たばこ」の3分野）の改善に向け、普及啓発等に取り組みます。また、住民が主体的に多種目・多世代・多目的にスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援や、スポーツ・レクリエーションの普及等を通じて生涯スポーツの振興を推進します。
- ・ 市町村の公民館等における生涯学習活動に加え、高校・大学・社会教育施設の開放講座など、多様な学習機会の提供を支援します。
- ・ 「宮城いきいき学園」において引き続き地域活動の核となる人材を養成するとともに、市町村等と連携し、育成した人材の地域での積極的な活用を図ります。
- ・ 高齢者がいきがいをもち、地域での支え合いに大きな役割を果たせるよう、市町村や老人クラブ、自治会、ボランティア、NPOと連携していきます。
- ・ シルバー人材センターにおいて、地域の多様なニーズに対応した事業展開が行われるよう支援します。
- ・ 市町村が行う生活支援サービスの提供主体となるボランティア・NPO団体等地域で支え合う多様な主体の育成を支援し、高齢者の社会参加の促進に努めます。

ロ いくつになっても働ける社会づくり

- ・ 宮城労働局など関係機関と連携して、定年の引き上げや定めの廃止、希望者全員の継続雇用を企業に働きかけるとともに、65歳以上の高齢者の積極的な雇用を促進します。
- ・ 業務に必要な資格の取得や経験の蓄積、復職に必要な知識・技術の習得などの人材育成を実施することにより、中高年齢者の再就職を促進します。
- ・ 関係機関と連携しながら、介護ボランティアなど、元気な高齢者を含む多様な人材の福祉・介護分野への参入を促進します。
- ・ 介護の周辺業務を補助する介護助手のなり手を確保し、施設への導入を促

進します。

基本課題⑥ 自分らしく生きるための権利擁護

イ 権利擁護のための取組

- ・ 誰もが地域で自分らしい生活を送れるよう、司法・福祉の専門職の視点も含めて適切に権利擁護支援が検討・実施されるための、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての計画策定や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備づくりを支援します。
- ・ 権利擁護支援の必要な人を発見し、支援する体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築ができるよう、社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの関係団体との連携を強化し、市町村への司法・福祉の専門職派遣や市町村長申立て研修を実施するなど、市町村を広域的に支援します。
- ・ 権利擁護に係る関係機関のネットワークづくりを促進するため、市町村や専門職団体等を構成員とした協議会を設置し、市町村からの相談等を通じて把握した権利擁護支援ニーズを共有することで、市町村単独での支援体制では対応が困難な事案に対して、助言等を行うことができる権利擁護支援の仕組みを構築します。
- ・ 「みやぎ地域福祉サポートセンター」（愛称：まもりーぶ）で福祉サービスの利用援助等を通じて日常生活の自立支援を行うとともに、ホームページ等の活用により広く事業の周知と普及啓発に努めます。

ロ 高齢者虐待の防止対策の推進（１）

高齢者虐待の防止

- ・ 高齢者虐待の早期発見に努めながら、虐待事例の相談や通報に的確に対応し、関係機関が一体となって継続的に対応します。特に、市町村・地域包括支援センターでは、当事者及び関係者に適切かつ継続的に関わり、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、高齢者を保護するための老人福祉施設等への措置等を行います。
- ・ 養護する家族による虐待は、介護支援専門員・介護サービス事業所職員からの相談・通報が約３割を占めていることから、関係者に対して虐待防止や対応についての研修を行うほか、県民を対象とした講演会の開催や、高齢者虐待に関する国の実態調査結果の公表などを通じて、正しい理解や意識啓発に努めます。また、介護家族の負担を少しでも軽減するため、市町村と連携しながら、地域における高齢者や介護家族を支える活動の推進や介護家族の会などへの参加誘導などを行っていきます。

- ・ 虐待通報に対応する市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、高齢者権利擁護に関する研修会を開催するとともに、介護施設における虐待を防止するため、高齢者権利擁護推進事業を活用しながら、施設職員の対応力向上に努めます。また、事業者に対する運営指導にあたっては、施設における検討委員会や研修体制の確認も含め、虐待防止の取り組みの充実について引き続き指導します。
- ・ 養護者による虐待のほか、養護者以外の者からの虐待、セルフ・ネグレクトなど高齢者の権利侵害の防止に関して、市町村相互の連絡調整、情報の提供など必要な支援を行うとともに、広域の見地から市町村の虐待対応について支援を行うため、専門的な助言を必要とする場合の相談窓口を設置し、必要な助言等を行います。
- ・ 県では「高齢者権利擁護推進委員会」を設置しており、関係者及び関係機関と連携しながら、引き続き虐待防止を含む権利擁護施策の検討を行っていきます。

ハ 高齢者虐待の防止対策の推進（２）

身体拘束廃止に向けた取組

- ・ 介護及び看護の従事者が身体拘束廃止に対する認識を深め、現場における議論と工夫を積み重ねながら、介護技術の向上が図られるよう支援します。
- ・ 介護及び看護の従事者や高齢者を介護している家族、県民に対して、身体拘束の廃止に向けた取組の普及・啓発に努め、正しい高齢者介護についての知識を広めるほか、身体拘束に関する相談窓口を設け、介護職員やサービス利用者の家族からの具体的な相談に適切に応じ、ケアに関する助言等も行います。
- ・ 介護保険施設等においては、緊急やむを得ないことを理由として身体拘束を行った場合は、その状況や理由を記録することが義務付けられており、その義務を怠った場合は「身体拘束廃止未実施減算」を行うこととされています。事業者に対する運営指導の中では検討委員会や研修体制を含めて身体拘束の状況を確認することとしており、施設管理者等を啓発していきます。

基本的目標３ 安心できるサービスの提供

基本課題⑦ サービス提供基盤の整備

イ 在宅生活を支援するサービスの充実

- ・ 介護保険の居宅サービスについては、保険者である市町村と連携し、不足するサービスの有無など地域の実情を考慮しながら、サービス提供体制の充実を図るとともに、専門性の高い人材の育成などを通じてサービスの質の向

上を図ります。また、「小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」など、住み慣れた地域で引き続き暮らすことができるサービス提供が可能な施設整備を支援します。

- ・ 介護者の介護疲れによる共倒れを防ぎ、介護する側もされる側も充実した暮らしを継続できるよう、デイサービスやショートステイなど各種介護サービスの利用の促進を図ります。
- ・ 訪問診療を実施する医療機関の増加とともに、地域における入院医療機関と在宅医療関係機関が連携した切れ目のない在宅療養支援体制を構築します。また、入院治療と在宅生活の継続性が確保できるよう訪問看護サービスの充実が必要であり、市町村、医師会、看護協会等に対して訪問看護ステーションの整備を促します。

特に、看護職員の多くは既に病院と診療所に就業しており、訪問看護ステーションについては、看護職員の確保に課題を抱えているため、関係機関の協力を得ながら、課題解決に努めます。また、新人訪問看護師の育成に関する研修を実施するなど、在宅医療に従事する人材の育成に努めます。

- ・ 住み慣れた地域での日常生活の自立と生活の質の向上に必要なリハビリテーションサービスが一貫して提供される体制の整備を図るため、地域医療連携及び医療機関と福祉サービス施設・事業所間との連携の強化を図るとともに、県内で利用できるリハビリテーションサービスの情報提供に努めます。また、病院から自宅への円滑な移行を可能にするため、医療・福祉関係者を対象とした研修会の開催や先進事例の情報提供等により、地域連携の推進を図ります。
- ・ 患者・家族等のがんに関する相談について、心理、医療、生活、介護など様々な分野の相談をワンストップで提供する地域統括相談支援センターを設置し、患者の療養をサポートするピアサポーターの育成や患者会支援等により、在宅療養支援体制を整備します。
- ・ お泊まりデイサービスについては、利用者保護の観点から、届出の義務づけや事故報告の仕組みの構築、情報の公表を推進するとともに、事業所の指導を通じて、宿泊環境の適正化を推進します。

ロ 施設サービスの充実

- ・ 施設サービスの基盤整備として、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の整備を進めます。介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）は、平成27年4月から新たに入所する者を、原則要介護3以上に限ることとする制度改正が行われましたが、要介護2以下の入所希望者もいることから、特定施設入居者生活介護等やショートステイ、デイサービス

ス等の居宅介護サービスとの連携が図られるよう複合的な整備を図ります。介護老人保健施設は、通所リハビリテーション、短期入所療養介護や訪問リハビリテーション等のサービスと連携を図るとともに、地域の在宅ケアの拠点としての機能を充実させていきます。また、平成30年度に創設された介護医療院については、地域の実情に応じて整備を進めます。

- ・ 入所希望者数の実態と高齢者人口の推計を見据えた施設サービス量を確保するため、市町村と調整しながら、施設の新築だけではなく、既存施設の増築や転換に加え、大規模改修等により、老朽化した施設の長寿命化を図ることで、圏域毎の高齢者人口のピークとその後の減少を見据えた、計画的な整備を進めます。
- ・ また、施設整備に当たっては、高齢者人口がピークとなる時期を見定めながら、既存施設の大規模改修などを含め、県の老人福祉施設等整備事業費補助金や地域医療介護総合確保基金（介護分）などの活用により事業者の整備費用の負担軽減と最適な介護福祉基盤の整備を図ります。
- ・ 地域医療介護総合確保基金（介護分）の活用により、従来型施設のユニット型への改修を進め、入所者の居住環境の改善を図ります。なお、入所者にとって施設は生活の場であり、プライバシーに配慮した生活環境が必要であることから、基本的に個室・ユニット型での整備を推進しますが、利用者の状況や地域の実情に応じて、プライバシーに配慮した多床室への整備についても支援します。
- ・ 医療療養病床の、介護医療院や介護老人保健施設など介護保険施設等への転換については、医療機関の意向を尊重しながら、各市町村と調整の上転換を進めていきます。

ハ 地域密着型サービスの推進

- ・ 地域密着型サービスの提供体制を充実するため、地域医療介護総合確保基金（介護分）等の活用により、地域密着型サービス提供施設の整備費用を軽減するとともに、施設整備について必要な助言を行い、各市町村が地域の実情に応じた基盤整備を行えるよう支援します。
- ・ 地域密着型サービス外部評価は、認知症対応型共同生活介護事業所を対象に、自己評価と外部評価により、質の向上を図るものであり、外部評価が効果的に実施されるよう、評価調査員の研修を実施するなど引き続き評価実施体制の充実を図るとともに、評価基準の検証を行い、必要に応じて基準の見直しを行います。さらに、事業所の情報公開を推進するため、県民や市町村に対して評価結果を情報提供します。
- ・ 市町村が指導監督権限を適切に行使することにより、地域密着型サービス

事業所の適正な運営が確保されるよう、必要な情報の共有など県と市町村との連携の確保に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、市町村へ支援します。

- ・ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」は、「地域包括ケアシステム」の仕組みを支えるサービスとして位置づけられていることから、「小規模多機能型居宅介護」などと併せて、市町村が策定する介護保険事業計画に基づいたサービス提供体制の充実が図られるよう市町村を支援していきます。

ニ 新たな住まいの確保

- ・ 自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者の入所を支援するため、その受け入れ先となる軽費老人ホームに対し、利用料補助を行います。
- ・ 高齢者が入居する施設が提供する介護サービスや、外部の事業所が入居者へ提供する介護サービスについて、介護保険法に基づく指導監督を通じて、適切なケアが提供されるよう必要な助言・指導を行います。
- ・ 高齢者向けの住まいの一つとして、市町村と連携しながら、地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の普及を図ります。
- ・ 有料老人ホームにおいて適切な運営が図られるよう、定期的な検査等を通して適正化を図っていきます。
- ・ 老朽化の進んだ養護老人ホームの改築整備を促進することにより、引き続き入居者の生活環境の改善と個室化によるプライバシーの確保を図ります。また、軽費老人ホームについては、安定的な運営ができるよう支援していきます。
- ・ 「宮城県高齢者居住安定確保計画」に基づき、高齢者が状況に応じて住まいを選択しながら、安心して暮らしていけるよう、地域の実情に応じた公的賃貸住宅の供給・維持管理に努めるとともに、産学官が連携したみやぎ住まいづくり協議会等の活動を通じ、高齢者を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた取組や、入居後の支援の検討など、住宅セーフティネットの充実を図ります。

ホ バリアフリーみやぎの推進

- ・ 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準に適合した公益的施設の整備を推進するため、施設整備マニュアルを作成し、県のホームページへの掲載や建設業界への紹介など情報提供に努めます。
- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機

等に関する基準を定める条例」に基づく整備基準に適合した交通安全施設の整備推進に取り組みます。

- ・ 市町村やNPO法人等による福祉有償運送の取り組みが円滑に実施できるよう、国土交通省への登録のために必要な運営協議会の設置・運営について引き続き支援します。
- ・ 県内小学生への「福祉のまちづくり読本」等の配布によりバリアフリー思想の浸透に努めます。
- ・ 高齢者や障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心を育むため、福祉教育・ボランティア学習への講師派遣や地域ぐるみの福祉教育の推進などに取り組みます。
- ・ 施設管理者の協力のもと、当該施設の障害者等用駐車場区画について、条件に該当する利用者（障害をお持ちの方や高齢者、妊産婦、けが人等）が共通に使用できる利用証を交付する「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」を平成30年9月から導入しており、制度の周知を図りながら、協力施設の拡大等に努めます。
- ・ 将来（高齢期）を見据えた住まい方に関する情報の提供などにより、高齢者の生活や在宅介護を容易にする住宅の普及を促進します。
- ・ ケアマネジャー等に対して、適切な住宅改修や福祉用具の利用に関する研修を実施するとともに、介護家族等の参考となるよう福祉用具の展示や相談対応を行い、高齢者や障害を持つ方の在宅での生活を支援します。

基本課題⑧ 介護を担う人材の確保・養成・定着

イ 多様な人材の参入促進

- ・ 介護関係団体等からなる宮城県介護人材確保協議会の意見等を踏まえながら、介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を実施し、中長期的な視点に立った計画的かつ効果的な人材確保の取組を進めます。
- ・ 看護職員の多くは病院と診療所に就業していることから、介護施設等に就業する看護職員の充足など、領域別の偏在解消に努めます。
- ・ 介護職の将来の担い手となり得る若年層を対象に、社会的評価を含めた介護の魅力を発信する取組を進めるとともに、中高生や教員向けの介護体験授業等を通じた介護職に対する理解の促進を図ります。
- ・ 多様な人材を確保する観点から、介護の職に就いたことのない方や元気な高齢者等を対象に、介護の周辺業務を担う介護助手としての参入を促進します。
- ・ 介護の資格を取得していない人材の介護職への参入を促進するため、資格取得に向けた支援を行います。

- ・ 外国人介護人材の積極的な受入を促進するため、外国人介護人材と介護施設等のマッチングや、日本語学習等の無料支援事業、相談窓口の設置など確保・養成・定着に向けた取組を推進します。
- ・ 外国人介護人材を初めて受入れる施設等を対象としたセミナー等を通じた理解の促進や、受入から定着に向けた支援を実施します。

ロ 職員の資質向上

- ・ 介護現場のリーダーの育成や介護サービスの質の向上を目的とした中堅介護職員等に対する研修の実施、人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する研修を通じ、介護職員のキャリア形成を支援します。
- ・ 無資格者や初任者、勤続３年から５年程度の中級者、介護福祉士等の有資格者、施設の管理者など、それぞれの階層に合わせた研修を体系的に実施し、現場での役割に応じた段階的なスキルアップを後押しすることで、介護職に就いた方がやりがいを持ってステップアップできる環境を整え、人材の定着を図ります。
- ・ 無資格で入職した方を対象に、介護職員初任者研修の資格取得を積極的に支援し、介護事業所における介護職員の人材育成を図ります。
- ・ 就労している外国人介護人材を対象とした資格取得に向けた支援の実施や、介護福祉士国家資格を視野に入れた日本語学習等を支援することにより、介護施設における専門性の高い人材の育成と定着を図ります。
- ・ 宮城県介護研修センターにおいて、これまでの高齢者介護に関する介護研修に加え、障害福祉に関する研修等も実施し、双方に精通する介護人材を育成します。
- ・ 介護現場のリーダーの育成や介護サービスの質の向上を目的とした中堅介護職員等に対する研修の実施、人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する研修を通じ、介護職員のキャリア形成を支援します。

ハ 労働環境・処遇の改善及び職員の負担軽減支援

- ・ 福祉の現場に就職した職員の定着を図るために、宮城県福祉人材センターに配置したキャリア専門員による就業後のフォローアップ等を実施します。
- ・ 介護事業所の職場環境改善や介護職員の身体的負担・事務負担の軽減に向けて、介護ロボットやＩＣＴ機器等の導入を支援するとともに、適切な機器の導入及び効果的な活用を図るため、介護サービス事業所の環境改善に向けた相談センターを設置します。
- ・ 一定の基準を満たした介護事業所を認証する制度を通じて、介護事業所の業務改善や職場環境改善を支援します。

- ・ 介護職員の業務負担軽減に資する、介護助手の導入に向けた取組を推進します。
- ・ 介護サービス事業所等に対する処遇改善加算制度の周知を図るとともに、人材確保や育成に向けて処遇改善加算取得促進に係るセミナーの開催や専門家派遣による事業者支援を行ってまいります。また、処遇改善加算の成果を確認し、介護報酬が適正な水準となるよう、国に対して必要な要望を行います。
- ・ 介護職員の離職防止に向けて、相談窓口の設置など職場の悩みを相談しやすい環境を整備するとともに、キャリアパス研修等の各種研修を通じて介護職としてのキャリアアップを図り、定着を支援します。

ニ 介護支援専門員の資質向上

- ・ ケアマネジメントの中核的な役割を担う介護支援専門員の養成を行うとともに、その資質向上、専門職としての能力の保持・向上を図るため、研修を体系的、継続的に実施します。
- ・ 地域課題の把握や社会資源の開発等の地域づくり、介護支援専門員の人材育成等を行う主任介護支援専門員の養成を行うとともに、その能力の保持・向上を図るため、研修を体系的、継続的に実施します。
- ・ 医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら困難事例に対処できるよう、現任の介護支援専門員を対象に、現場対応力向上のための支援事業を実施するほか、主任介護支援専門員の中でも、地域で指導的役割を担う人材を育成します。
- ・ 介護支援専門員の資質向上に向けた支援のあり方について、研修をより効果的に実施するために、国や研修実施機関等と連携してPDCAサイクルによる継続的な改善を行っていきます。

基本課題⑨ 介護サービスの質の確保・向上

イ 適切な介護サービスの確保（１）

介護保険事業の適切な運営

- ・ 各市町村（保険者）の介護保険財政が安定的に運営されるよう、介護（予防）給付費の公費負担を行うとともに、介護保険財政安定化基金を造成し、予想を上回る給付費の伸び等による財政不足が生じた場合の貸付・交付を行います。
- ・ 被保険者からの保険料と、国・県・市町村による公費負担を財源として運営される介護保険制度を持続させていくため、受益と負担の関係を明確にするとともに、法令遵守のもと、利用者の「自立支援」に向け、介護サービス

事業者が適切にサービスを提供することができるよう市町村を支援します。

- ・ 県では、令和6年度から令和8年度までの3年間を策定期間とする「第6期宮城県介護給付適正化取組方針（介護給付適正化計画）」に基づき、介護給付適正化に向けた取組を推進します。
- ・ 要介護認定では、公平・公正な認定調査及び介護認定審査会における適切な審査・判定がなされるよう、認定調査員や介護認定審査会委員への研修事業を実施するとともに、要介護認定の平準化の観点から認定調査や介護認定審査会の運営が適切になされるよう支援していきます。
- ・ 介護サービス事業所における労働法規の遵守について、国・県・市町村が連携を図りながら、事業者によるハラスメント対策など労働環境整備の取組が推進されるよう指導を行います。

ロ 適切な介護サービスの確保（2）

利用者の保護

- ・ 苦情を未然に防止するためには、事業者の適切な運営が確保される必要があります。そのために、介護保険事業者のPDCAサイクルの推進に向けて集団指導及び運営指導を引き続き行うとともに、充実・強化を図ります。更に、公益通報等があった場合には、随時対応します。
- ・ 苦情処理体制が未整備あるいは十分に機能していない事業者に対しては、運営指導等で改善を指導し、体制の整備を促します。
- ・ 「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」が有効に活用されるようにPRに努めます。
- ・ 介護サービスに関する苦情処理体制の基本方針となる「苦情処理マニュアル」（介護保険制度苦情処理マニュアル〔第六版〕平成31年3月 宮城県・宮城県国民健康保険団体連合会）に基づき、関係機関の協力を得ながら迅速な対応に努めます。
- ・ 「介護サービス情報の公表制度」については、制度改正に対応するとともに必要に応じて事業所が円滑に情報発信できるよう支援します。また、この制度がより一層活用され、広く定着するよう、介護サービスの質の向上に向けた調査・公表方法の見直しの検討を進めながらPRに努めるとともに、事務等の効率化を行います。
- ・ 地域包括支援センターが権利擁護等の機能を十分に発揮できるよう、職員の資質向上のための研修や先進事例の情報提供等により支援します。
- ・ 宮城県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業については、今後も引き続き事業の周知を図るとともに、援助を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度等の他制度との連携強

化など適切な運用に向けて支援します。

ハ サービスの質の向上

- ・ 介護保険事業所等への指導については、介護サービス事業者等の育成・支援を念頭に、よりよいケアの実現と報酬請求の適正化に向けて実施率の向上を図りながら、重点的かつ効率的に行います。
- ・ より多くの事業者の「福祉サービス第三者評価」受審促進のために、シンボルマークなども活用し、サービスの質の向上に積極的に取り組むよう働きかけを行うとともに、より効果的な制度となるよう、評価基準の見直し、評価調査員の資質向上などに取り組みます。
- ・ 不服申立に対する審理・裁決機関として県に設置している介護保険審査会においては、中立・公平に、かつ迅速な処理を行うことにより、介護保険制度の信頼性確保に努めます。
- ・ 介護事故防止の推進については、引き続き、各施設に対する周知徹底と適切な指導を図っていきます。

IV 具体的な取組・事業

「地域包括ケア推進アクションプラン」ではこれまで、「介護人材の確保・養成・定着」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの充実及び住まいの確保」「高齢者の健康維持・増進」「医療・介護基盤の確保」「多職種連携体制構築の推進」の6つのテーマを設け、取組内容を整理してきました。この「第4期地域包括ケア推進アクションプラン」でも同様に、これらの6つのテーマに沿って、具体的な取組と事業を整理します。

(1) 介護人材の確保・養成・定着

今後ますます利用の増加が見込まれる介護保険サービスなどの担い手となる介護人材を確保するために、介護人材確保・養成・定着に向けた取組を推進します。

<みやぎ高齢者元気プラン関連項目>

基本的目標3「安心できるサービスの提供」

基本課題⑧ 介護を担う人材の確保・養成・定着

<目指すべき方向性>

- ・外国人介護人材の積極的な確保・養成・定着の支援
- ・将来を担う若年層への体験授業等を通じた介護職に対する理解促進
- ・未経験者や元気な高齢者等を対象とした介護の周辺業務を担う介護助手の参入促進による人材の確保及び職員の業務負担軽減
- ・キャリアに合わせた研修実施による介護職員の資質向上と人材の定着
- ・小規模事業所への出前研修や介護現場のリーダーの育成支援
- ・介護ロボットやICT機器導入支援、DX推進による職員の業務負担軽減支援
- ・処遇改善加算取得促進に係るセミナー開催等による事業者支援
- ・介護サービス事業所の環境改善に向けた相談センターの設置
- ・体系的、継続的な研修実施による介護支援専門員の養成

<取組の柱>

(1) 多様な人材の参入促進

- ・外国人介護人材の積極的な確保・養成・定着の支援
- ・将来を担う若年層への体験授業等を通じた介護職に対する理解促進
- ・未経験者や元気な高齢者等を対象とした介護の周辺業務を担う介護助手の参入促進による人材の確保及び職員の業務負担軽減

(2) 職員の資質向上

- ・キャリアに合わせた研修実施による介護職員の資質向上と人材の定着
- ・小規模事業所への出前研修や介護現場のリーダーの育成支援
- ・体系的、継続的な研修実施による介護支援専門員の養成

(3) 労働環境・処遇の改善及び職員の負担軽減支援

- ・介護ロボットやICT機器導入支援による職員の業務負担軽減及び職場環境改善支援
- ・処遇改善加算取得促進に係るセミナー開催等による事業者支援
- ・介護サービス事業所の環境改善に向けた相談センターの設置
- ・職員の資質向上と定着促進
- ・主に若年層を中心にした介護のイメージアップを推進

◆主な県事業

部局名	課室名	事業名
保健福祉部	社会福祉課	福祉・介護人材マッチング機能強化事業
	医療人材対策室	ナースセンター事業
		潜在看護職員復職研修事業
	長寿社会政策課	ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業
		ロボット等介護機器導入促進事業
		介護研修センター運営事業
		介護支援専門員資質向上事業
		介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業
		介護職員初任者研修受講支援事業
		介護人材確保推進事業
		介護人材確保対策緊急アクションプラン事業
		介護福祉士等修学資金貸付事業
		福祉系高校修学資金等貸付事業
経済商工観光部	産業人材対策課	離職者等再就職訓練（介護職員初任者研修科）

（２）認知症施策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるように、サポート体制の構築や交流の場の創設などの取組を行います。

＜みやぎ高齢者元気プラン関連項目＞

基本的目標２「自分らしい生き方の実現」

基本課題④ 認知症の人にやさしいまちづくり

＜目指すべき方向性＞

- ・認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を発揮し互いに尊重しつつ支え合いながら共生する社会づくりの推進（認知症基本法）
- ・社会全体での認知症への正しい理解の推進と本人発信の支援
- ・認知症サポーターを中心としたチームオレンジの構築の推進
- ・早期発見と早期対応の促進（「空白の期間」を埋める体制づくり）
- ・認知症介護基礎研修などの研修受講体制の整備
- ・本人と家族の一体的支援とピアサポートの充実

<取組の柱>

(1) 認知症の人にやさしいまちづくり

- ・認知症サポーターを中心としたチームオレンジ構築の推進
- ・企業や教育機関を含む多様な認知症サポーターの養成
- ・本人が自分たちの暮らしやすい地域のあり方を話し合う「当事者交流会」の普及
- ・認知症地域支援推進員の確保および活動の質の向上
- ・認知症カフェの設置促進、普及啓発
- ・行方不明・身元不明の認知症の人に対する見守りＳＯＳネットワークの強化
- ・本人と家族の一体的支援と認知症希望大使を含むピアサポートの充実
- ・若年性認知症支援コーディネーター及び認知症介護経験者による相談体制の充実
- ・若年性認知症への理解促進・普及啓発

(2) 認知症の早期発見と適切なケアの提供

- ・認知症初期集中支援チームの活動の質向上
- ・専門医の確保に向けた関係機関との協力体制の構築
- ・認知症サポート医の養成及び医療関係者の認知症対応力向上
- ・認知症疾患医療センターを拠点とした連携体制の充実
- ・介護従事者の認知症の正しい理解とケアの質的向上

◆主な県事業

部局名	課室名	事業名
保健福祉部	長寿社会政策課	地域支援事業交付金
		認知症介護実践者等研修事業
		認知症介護実務者総合研修事業
		認知症高齢者介護家族支援事業
		認知症疾患医療センター運営事業
		認知症地域ケア推進事業
		認知症地域医療支援事業
		認知症地域支援研修事業

（３）生活支援サービスの充実及び住まいの確保

日常生活支援体制の基盤整備を推進するため、被災者支援で得られた知見を活かして、市町村への伴走型支援やコーディネーターの養成を実施し、高齢者の見守り・生活支援など地域の支え合い体制の構築に向けた取組などを行います。

＜みやぎ高齢者元気プラン関連項目＞

基本的目標１「みんなで支え合う地域社会づくり」

基本課題② 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

基本的目標２「自分らしい生き方の実現」

基本課題⑤ 生きがいに満ちた生活の実現

基本的目標３「安心できるサービスの提供」

基本課題⑦ サービス提供基盤の整備

＜目指すべき方向性＞

- ・地域住民による支え合いと活動、地域コミュニティ構築の強化による孤立対策推進
- ・日常生活支援体制の基盤整備に向けた市町村への伴走型支援
- ・総合事業と生活支援体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた市町村の包括的支援体制整備支援
- ・高齢者の自己実現や社会参加の希望が叶う環境の確保
- ・住み慣れた地域で柔軟に対応できるサービスの整備支援
- ・大規模改修等による老朽化した施設の長寿命化等の支援
- ・自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者への入所支援
- ・高齢者等が安心して社会生活を送るためのバリアフリー化の推進

＜取組の柱＞

- (1) 地域の支え合い体制の充実及び包括的な相談支援体制の構築
 - ・住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを行う市町村への支援
 - ・高齢者のみならずその属する世帯全体の複合化・複雑化した課題の解決を図る多機関協働による包括的な支援体制の構築
 - ・安全・安心な暮らしに向けた、安否確認や消費者被害対策などに取り組む関係機関の連携による見守り体制の構築
- (2) 人材の育成及び地域の支え合いを行う人等への支援
 - ① 地域における支え合いの中心となる人材の育成
 - ・生活支援コーディネーター養成を目的としたステップアップ方式による研修の実施
 - ・コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成のための研修の実施
 - ・地域の核となる人材の養成及び地域での積極的な活用の推進
 - ② 地域課題に対する取組
 - ・日常生活支援体制の基盤整備に向けた市町村への伴走型支援
 - ・住民主体の地域づくりを推進するためのアドバイザー派遣
- (3) 高齢者等が安心して社会生活を送るためのバリアフリー化の推進
 - ・不特定多数の方が利用する機会が多い官公庁の庁舎、病院等の建築物や道路・公園など公益的施設のバリアフリー化推進
 - ・県内小学生への「福祉のまちづくり読本」等の配布によりバリアフリー思想の浸透
- (4) 民間賃貸住宅入居等への支援、移動手段の確保
 - ・民間賃貸住宅入居を促進するための官民連携による取組の実施
 - ・移動手段として通いの場や口腔健診等に向かう高齢者向けのバス・デマンドタクシー運行に対する支援
- (5) 高齢者が活躍できる活動の場づくり
 - ・高齢者の自己実現や社会参加の希望が叶う環境の確保

◆主な県事業

部局名	課室名	事業名
企画部	スポーツ振興課	みやぎスポーツDAY開催費
		広域スポーツセンター事業
環境生活部	共同参画社会推進課	みやぎNPOプラザ運営事業
		地域安全教室講師派遣事業
		犯罪のないみやぎ 安全・安心まちづくり各種防犯指針の活用
保健福祉部	保健福祉総務課	避難行動要支援者等支援ガイドラインの活用
	社会福祉課	バリアフリーみやぎ推進事業
		県ボランティアセンター運営事業
		地域福祉推進事業
		日常生活自立支援事業
		被災地域福祉推進事業
	長寿社会政策課	みやぎシニアカレッジ運営事業
		介護人材確保推進事業
		高齢者虐待対策事業
		高齢者権利擁護推進事業
		高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業
		生活支援サービス開発支援事業
		地域支援事業交付金
		地域包括ケア総合推進・支援事業
		認知症地域ケア推進事業
		明るい長寿社会づくり推進事業
		老人クラブ活動育成事業
経済商工観光部	雇用対策課	高齢者雇用支援事業
土木部	住宅課	サービス付き高齢者向け住宅登録制度
		公営住宅ストック総合改善事業
		民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実
教育委員会	生涯学習課	みやぎ県民大学推進事業
		教育応援団事業
		地域学校協働活動推進事業

（４）高齢者の健康維持・増進

全ての高齢者がフレイル予防、介護予防に取り組むことができるよう、高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充を推進し、高齢者の健康状態の特性等を踏まえた支援環境づくりを進めます。

＜みやぎ高齢者元気プラン関連項目＞

基本的目標１「みんなで支え合う地域づくり」

基本課題② 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

基本的目標２「自分らしい生き方の実現」

基本課題⑤ 生きがいに満ちた生活の実現

基本的目標３「安心できるサービスの提供」

基本課題⑦ サービス提供基盤の整備

<目指すべき方向性>

- ・地域全体への自立支援・介護予防・重度化防止に関する普及啓発
- ・総合事業を基盤としたフレイル予防・介護予防事業の推進
- ・多様なニーズに応じた通いの場の充実、就労的活動などの社会参加促進
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る市町村支援
- ・地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織への活動支援
- ・スポーツや教育活動を通じた世代間交流の促進
- ・介護ボランティアなど元気な高齢者を含む多様な人材の福祉・介護分野への参入促進

<取組の柱>

- (1) 地域全体への自立支援・介護予防・重度化防止に関する普及啓発
 - ・フレイル予防（運動・栄養・口腔）をはじめ、介護予防・重度化防止に対する適切なケア（セルフケア含む）や自立支援のためのサポートについての正しい知識の普及啓発
- (2) 市町村が実施する総合事業を基盤としたフレイル予防・介護予防事業の推進
 - ・実態把握と評価及び地域課題の分析、課題解決策の検討を支援
 - ・地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービス事業を含む多様な受け皿の創出を推進
 - ・専門職の育成及び関係団体との広域的な連携体制の強化
- (3) 多様なニーズに応じた通いの場の充実、就労的活動などの社会参加促進
 - ・年齢や生活機能の状態等で分け隔てることのない、全ての高齢者が主体となって参加できる場の充実
- (4) 高齢者の保健事業及び介護予防事業の一体的実施に係る市町村支援
 - ・関係団体との連携・協働による技術的支援及びフレイル対策に携わる専門職の人材確保・育成を推進
- (5) 高齢者が活躍できる活動の場づくり
 - ・高齢者の自己実現や社会参加の希望が叶う環境の確保

◆主な県事業

部局名	課室名	事業名
企画部	スポーツ振興課	みやぎスポーツDAY開催費
		広域スポーツセンター事業
保健福祉部	長寿社会政策課	みやぎシニアカレッジ運営事業
		高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業
		生活支援サービス開発支援事業
		地域支援事業交付金
		地域包括ケア総合推進・支援事業
		明るい長寿社会づくり推進事業
		老人クラブ活動育成事業
	健康推進課	食生活改善普及事業
教育委員会	生涯学習課	みやぎ県民大学推進事業
		教育応援団事業
		地域学校協働活動推進事業

(5) 医療・介護基盤の確保

在宅医療を促進していくために、在宅医療に従事する医師や看護師等を育成・確保するとともに、連携体制の強化や参入を促進するための取組を進めていきます。また、24時間切れ目のないサービスが提供されるよう、医療・介護従事者等への普及啓発や研修などを行います。

＜みやぎ高齢者元気プラン関連項目＞

- 基本的目標1 「みんなで支え合う地域づくり」
 - 基本課題① 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 基本的目標2 「自分らしい生き方の実現」
 - 基本課題④ 認知症の人にやさしいまちづくり
- 基本的目標3 「安心できるサービスの提供」
 - 基本課題⑦ サービス提供基盤の整備

＜目指すべき方向性＞

- ・圏域ごとの介護ニーズと高齢化の進行を見据えたサービス量の適切な施設整備
- ・介護保険の居宅サービス提供体制の充実と質の向上
- ・地域密着型サービスの提供体制の充実に係る市町村への支援
- ・医療従事者に対する在宅医療の普及啓発
- ・在宅医療従事者の育成・確保に向けた関係団体等の支援

<取組の柱>

- (1) 在宅医療の普及・啓発
 - ・医療従事者を対象とした在宅医療に関する講演会や研修会を開催
 - ・市町村と連携し、地域住民を対象としたACP等のセミナーを開催
- (2) 在宅医療・介護の提供体制の構築
 - ・郡市医師会等における在宅医療関係機関の連携体制の構築を支援
 - ・在宅医療（医科、歯科）の体制強化に向けた在宅医療機器の整備
 - ・在宅患者の急変時等における入院体制等の構築
 - ・圏域ごとの介護ニーズと高齢化の進行を見据えたサービス量の適切な施設整備
 - ・介護保険の居宅サービス提供体制も充実と質の向上
 - ・地域密着型サービスの提供体制の充実に係る市町村への支援
- (3) 在宅医療・介護従事者の育成
 - ・医療・介護技術向上のための研修の実施
 - ・在宅医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）の育成・確保を行う関係団体や医療機関等の支援

◆主な県の事業

部局名	課室名	事業名
保健福祉部	社会福祉課	福祉サービス第三者評価推進事業
	医療政策課	在宅医療提供体制整備事業
		訪問看護提供体制整備事業
		在宅医療人材育成事業
		在宅医療推進協議会設置・運営事業
		在宅医療連携拠点整備事業
	長寿社会政策課	療養病床転換助成事業
		介護基盤整備等補助事業
		軽費老人ホーム事務費補助事業
		地域包括ケア総合推進・支援事業
		特別養護老人ホーム建設費補助事業
		養護老人ホーム建設補助事業
	薬務課	認定薬局等の整備促進事業

（６）多職種連携体制構築の推進

地域包括ケアシステムの構築に向け在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、市町村が地域の医師会等と関わりながら在宅医療・介護連携推進体制を構築する取組を支援していきます。また、医療・介護の提供に必要な技術の習得が可能となる研修を実施し、医療・介護従事者の資質向上を図るとともに、介護支援専門員を中心とした多職種間における情報共有と相互理解、マネジメント機能の強化などを行います。

＜みやぎ高齢者元気プラン関連項目＞

基本的目標 1 「みんなで支え合う地域づくり」

基本課題① 地域包括ケアシステムの深化・推進

基本課題② 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

基本的目標 2 「自分らしい生き方の実現」

基本課題④ 認知症の人にやさしいまちづくり

基本的目標 3 「安心できるサービスの提供」

基本課題⑧ 介護を担う人材の確保・養成・定着

＜目指すべき方向性＞

- ・地域包括支援センターの役割周知と運営状況の把握
- ・効率的、効果的な地域包括支援センターの機能強化のための保険者支援
- ・地域ケア会議などへの専門職派遣や研修会による地域包括支援センター職員の資質向上支援
- ・地域包括ケアシステム関係機関同士の連携・協働の推進
- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築支援
- ・高齢者福祉圏域及び圏域をまたぐ広域連携が必要な事項の検討・支援
- ・多職種協働による在宅医療提供体制の構築支援
- ・郡市医師会等における在宅医療関係機関の連携体制の構築支援
- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築支援
- ・ＡＣＰの普及啓発及び在宅医療・介護連携に係る医療・介護従事者の対応力向上促進

<取組の柱>

(1) 関係機関の連携促進

- ・在宅医療と介護が切れ目なく提供できるように取組事例の情報共有及び関係団体等との調整を支援
- ・在宅医療提供体制構築に向けた広域的に地域課題等を検討する場の確保
- ・訪問歯科診療、かかりつけ薬局と医療機関との連携強化の推進
- ・多職種連携により患者が望む場所での看取りが可能な体制構築の推進
- ・在宅医療・介護連携推進のための情報発信及び研修会の開催
- ・医療職や介護職、リハビリテーション専門職等、関連する多職種連携を推進するための研修を実施・医療と介護の連携に関する実態把握及び分析
- ・宮城県地域包括ケア推進協議会を運営

(2) 関係機関の人材育成

① 地域包括支援センターの機能強化

- ・地域ケア会議への専門職アドバイザー派遣
- ・体制整備、業務運営の手法、業務に関する専門的知識の習得等を目的とした研修会開催

② 介護支援専門員

- ・病気を治すという医療の役割と、病気や障害があっても地域で普通に暮らす（ノーマライゼーション）支援の違いを理解して協働することを学ぶための研修会の実施
- ・マネジメント機能強化の支援
- ・医療と介護の情報を適切に運用できる環境づくりの支援

③ その他

- ・地域で活躍できる専門職の広域派遣調整及び人材育成体制の充実

(3) 市町村支援

- ・地域の関係団体と連携体制を構築する際の支援
- ・広域連携が必要な事項についての検討・支援
- ・在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携の推進
- ・資源や活動をコーディネートできる人材育成のための技術的支援
- ・長寿社会政策課と各保健福祉事務所との連携による伴走型支援

(4) 在宅医療・介護連携の普及啓発

- ・医療従事者を対象とした講演会や研修会の開催
- ・ACPの理解促進と対応力向上を図るための研修の実施

◆主な県事業

部局名	課室名	事業名
保健福祉部	医療政策課	在宅医療提供体制整備事業
		訪問看護提供体制整備事業
		在宅医療人材育成事業
		在宅医療推進協議会設置・運営事業
		在宅医療連携拠点整備事業
	長寿社会政策課	ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業
		介護支援専門員資質向上事業
		地域包括ケア総合推進・支援事業
		地域包括支援センター機能強化推進事業
		認知症疾患医療センター運営事業
		認知症地域ケア推進事業
		認知症地域支援研修事業
	薬務課	認定薬局等の整備促進事業

V 目標値

「第9期みやぎ高齢者元気プラン」及び関係計画において設定した目標値は以下のとおりです。

取組テーマ	指標	現況		目標値 (R8年度末)
		調査時点	数値	
介護人材の確保・養成・定着	介護職員の人数	R4	34,027人	35,686人
	介護ロボット・ICT機器の導入事業所数	R4	251事業所	740事業所
	キャリアパス研修の受講者数	R4	6,448人	9,650人
認知症施策の推進	チームオレンジ立ち上げ市町村数	R5.3	4市町村	全35市町村
	認知症サポーターステップアップ講座を開催している市町村数	R5.3	15市町村	全35市町村
	人口の10%以上が認知症サポーター養成講座を受講している市町村数	R5.6	19市町村	全35市町村
生活支援サービスの充実及び住まいの確保	生活支援コーディネーター養成研修修了者数	R4	1,029人	1,200人
	高齢者の居住する住宅の一定バリアフリー化率※ ¹	R5	51.5%	70%
高齢者の健康維持・増進	介護予防に資する住民主体の通いの場参加率	R3	8.2%	11.2%
医療・介護基盤の確保	24時間体制を取っている訪問看護ステーション従事者数※ ²	R3	1,345人	1,544人
	訪問診療を受けた患者数※ ²	R3	131,454人	149,676人
	看取り数(死亡診断のみの場合を含む)※ ²	R3	4,299人	4,898人
	小規模多機能型居宅介護事業所数	R5.10	79事業所	88事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	R5.10	20事業所	24事業所
	特別養護老人ホーム入所定員数	R5.10	12,810人	13,243人
	認知症高齢者グループホーム入所定員数	R5.10	4,889人	5,244人
多職種連携体制構築の推進	介護支援専門員に対する多職種連携に向けた支援回数	R4	280回	400回

※1 宮城県高齢者居住安定確保計画

※2 第8次宮城県地域医療計画

VI 今後の展開（R6～R8）

以上の取組を推進していくために、県では次の項目について、特に重点をおいて取組を進めていきます。

●介護人材の確保・養成・定着

外国人材を含む介護職員の確保や介護職の魅力を発信するための普及啓発活動を強化していきます。

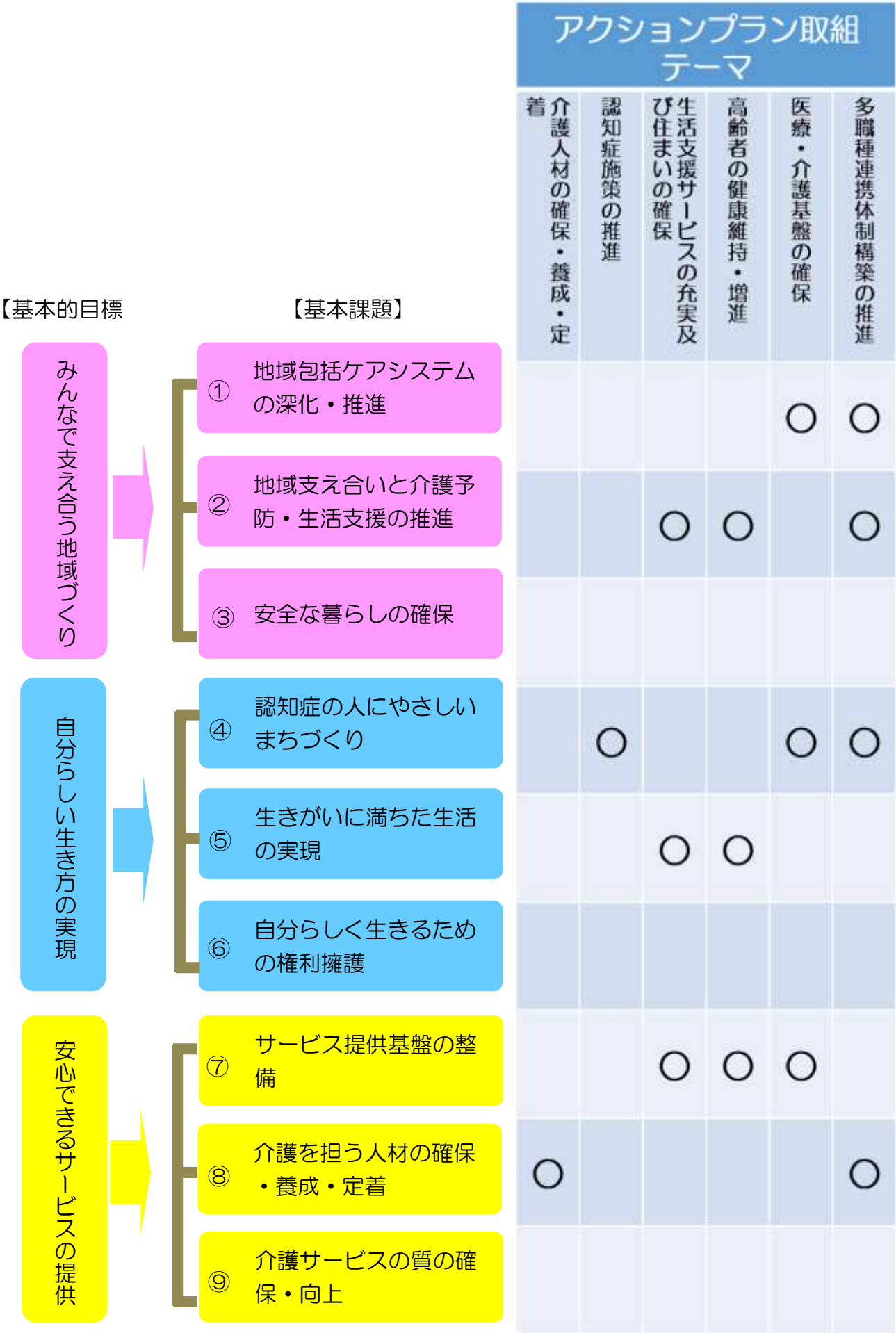
●共生社会の実現を推進するための認知症施策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、県認知症施策推進計画の策定に取り組むとともに、普及啓発・本人発信支援等の強化に努めます。

●市町村支援体制の強化

県保健福祉事務所・地域事務所との協働体制を深め、伴走的支援体制等を強化し、効果的・効率的・継続的な市町村支援を行います。

参考1 目標と施策の柱、アクションプラン取組テーマの関係図



アクションプラン取組
テーマ

介護人材の確保・養成・定着

認知症施策の推進

生活支援サービスの充実及び住まいの確保

高齢者の健康維持・増進

医療・介護基盤の確保

多職種連携体制構築の推進

				○	○
		○	○		○
	○			○	○
		○	○		
		○	○	○	
○					○

参考2 関係事業概要一覧

アクションプランの取組						部局名	課室名	事業名	事業概要
介護人材の確保・養成・定着	認知症施策の推進	生活支援サービスの充実及び住まいの確保	高齢者の健康維持・増進	医療・介護基盤の確保	多職種連携体制の推進				
		○	○			企画部	スポーツ振興課	みやぎスポーツDAY開催費	すべての県民が「目的・好みに応じてスポーツを楽しめる」スポーツ機会を提供する。
		○	○					広域スポーツセンター事業	総合型地域スポーツクラブの創設・育成事業。
		○				環境生活部	共同参画社会推進課	みやぎNPOプラザ運営事業	民間非営利活動を総合的に促進するため、民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）を設置し、NPOの活動促進を図る県の中核拠点施設として、NPO活動に関する情報の収集と提供、相談・研修、施設提供及び中間支援組織の支援等を行っている。
		○						地域安全教室講師派遣事業	地域で開催される防犯教室等に講師を派遣する。
		○						犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針の活用	福祉施設等の安全対策に関する指針を防犯教室や各種会議等で啓発する。
		○				保健福祉部	保健福祉総務課	避難行動要支援者等支援ガイドラインの活用	災害発生時に要支援者が安全・確実に避難できる体制を確保するため、「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」の周知、啓発を通じて、市町村の取組を支援する。
		○					社会福祉課	バリアフリーみやぎ推進事業	福祉のまちづくり（バリアフリー）を推進する普及啓発等事業。
		○						県ボランティアセンター運営事業	地域におけるボランティア活動の振興と共助意識の醸成を図る取組（広報・啓発・研修など）。
		○						地域福祉推進事業	地域共生社会の実現に向けた取組（研修・アドバイザー派遣・会議等の開催）。
		○						日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の日常的金銭管理サービス。
		○						被災地域福祉推進事業	東日本大震災における被災者の相談支援等。
○								福祉・介護人材マッチング機能強化事業	福祉・介護分野における人材の確保、職場定着、若年層に向けた出前授業を行うキャリア支援員を宮城県福祉人材センターに配置する。
				○				福祉サービス第三者評価推進事業	第三者評価機関の認証、情報公開、普及啓発等
				○	○	医療政策課		在宅医療提供体制整備事業	医療機器整備支援及び急変時等における対応体制構築
				○	○			訪問看護提供体制整備事業	新人訪問看護師を育成する訪問看護ステーションへの支援

アクションプランの取組						部局名	課室名	事業名	事業概要
介護人材の確保・養成・定着	認知症施策の推進	生活支援サービスの充実及び住まいの確保	高齢者の健康維持・増進	医療・介護基盤の確保	多職種連携体制の推進				
				○	○	保健福祉部	医療政策課	在宅医療人材育成事業	医療従事者等を対象とした在宅医療に係る研修の実施
				○	○			在宅医療推進協議会設置・運営事業	多職種連携を推進するための会議等の開催
				○	○			在宅医療連携拠点整備事業	在宅医療を担う医師の負担軽減策の実施等に対する補助及び医療関係団体による連絡支援会議
○							医療人材対策室	ナースセンター事業	看護職の無料職業紹介事業や未就業看護職の実態の把握、復職支援事業等の実施。訪問看護師養成講習会の開催。
○								潜在看護職員復職研修事業	潜在看護職員の復職研修や看護師等届出制度を運営する。
○					○		長寿社会政策課	ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業	保健・医療・福祉の専門知識を有する者がチームを編成し、介護支援専門員に対し、多職種連携の方法等について具体的な指導を行うほか、連携が期待される多職種の担当者も含めた講習会やディスカッションを実施し、多職種連携によるケアマネジメントの強化を行う。
		○	○					みやぎシニアカレッジ運営事業	高齢者の生きがいと健康づくりを推進及び地域社会の発展に寄与できる地域リーダーの人材の育成と社会貢献活動への参加を目的とした学習の場を提供する。
				○				療養病床転換助成事業	医療機関が、医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を助成する。
○								ロボット等介護機器導入促進事業	介護ロボット・ICT機器の導入等により、介護事業所の職場環境改善や職員の業務負担の軽減を図る。
				○				介護基盤整備等補助事業	地域包括ケアシステムの実現に向け、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、地域密着型サービスの施設整備及び施設開設準備に要する経費等の支援を行う。
○								介護研修センター運営事業	介護講座等の開催を通じて社会福祉従事者、在宅介護者等への介護知識、介護技術の普及を図る。 介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の利用についての相談及び指導を行う。
○					○			介護支援専門員資質向上事業	介護保険制度を円滑に実施するため、定期的に専門的知識及び技術の向上を図り、ケアマネジメントの質を確保するための研修を実施する。

アクションプランの取組						部局名	課室名	事業名	事業概要
介護人材の確保・養成・定着	認知症施策の推進	生活支援サービスの充実及び住まいの確保	高齢者の健康維持・増進	医療・介護基盤の確保	多職種連携体制の推進				
○						保健福祉部	長寿社会政策課	介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業	介護職員等ベースアップ等支援加算の新規取得や、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得・より上位区分の加算取得に向けて、介護サービス事業所等に対する研修会や専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣を通じた、個別の助言・指導等による支援を行う。
○								介護職員初任者研修受講支援事業	無資格者を雇用し、業務の一環として研修を受講させる介護事業所に対して、研修受講料等の経費を補助する。
○		○						介護人材確保推進事業	宮城県介護人材確保協議会の開催及び介護人材の確保・養成・定着に向けた各種事業を実施する。
○								介護人材確保対策緊急アクションプラン事業	介護人材確保に向けた抜本的な対策として、外国人介護人材の確保の推進と主に中高生を対象とした介護のイメージアップを図る。
○								介護福祉士等修学資金貸付事業	介護職を目指す学生の増加と入学後の修学を支援するとともに、卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため、返還免除付きの学費貸付を行う。
				○				軽費老人ホーム事務費補助事業	家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を低額な料金で利用させるため、運営に必要な事務費を補助し、入居者の健康保持、生活の安定を図る。
		○						高齢者虐待対策事業	①地域における対応体制を充実する。 ②普及啓発を図る。 ③虐待相談機能の強化を推進する。
		○						高齢者権利擁護推進事業	① 権利擁護推進員養成研修等を実施する。 ② 高齢者権利擁護推進委員会を開催する。
		○	○					高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業	老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、単位老人クラブが行う社会参加活動や市町村老人クラブ連合会が行う各種取組に係る事業費に対し補助する。

アクションプランの取組						部局名	課室名	事業名	事業概要
介護人材の確保・養成・定着	認知症施策の推進	生活支援サービスの充実及び住まいの確保	高齢者の健康維持・増進	医療・介護基盤の確保	多職種連携体制の推進				
		○	○			保健福祉部	長寿社会政策課	生活支援サービス開発支援事業	「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置・運営し、市町村に配置される生活支援コーディネーター等へのアドバイザー派遣や養成、ネットワーク構築等の市町村支援を実施する。
	○	○	○					地域支援事業交付金	介護保険法第123条の規定に基づき、市町村が行う地域支援事業に要する経費について、交付金を交付する。
		○	○	○	○			地域包括ケア総合推進・支援事業	地域包括ケアシステムの深化・推進に向け市町村が地域住民や専門職等と連携し地域の多様な資源を活用しながら効果的・効率的な地域支援事業を実施することができるよう、広域的な観点から市町村支援を実施する。
					○			地域包括支援センター機能強化推進事業	地域包括支援センターが担う介護予防支援及び包括的支援事業に係る知識・技術向上のための人材育成研修を行う。
				○				特別養護老人ホーム建設費補助事業	待機者の解消や高齢化社会の進展による今後見込まれる利用者のため、広域型特別養護老人ホームの新築、増改築等の施設整備の支援を行う。
	○							認知症介護実践者等研修事業	高齢者介護の指導的立場にある者及び介護実務者に認知症高齢者介護に関する研修を実施することにより認知症介護の専門職員を養成し、認知症介護技術の向上を図る。
	○							認知症介護実務者総合研修事業	高齢者介護の指導的立場にある者及び介護実務者に認知症介護に関する研修を実施することにより認知症介護の専門職員を養成し、認知症介護技術の向上を図る。
	○							認知症高齢者介護家族支援事業	認知症当事者やその家族の保健・医療・福祉に関する疑問や悩み事等各種相談に応じることで介護負担の軽減や孤立化の防止等を図る。また、市町村における交流会等の実施を支援し地域包括ケア体制構築の推進を図る。
	○				○			認知症疾患医療センター運営事業	地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図るため、県が認知症疾患医療センターを指定し、その運営に必要な経費について、補助を行う。

アクションプランの取組						部局名	課室名	事業名	事業概要
介護人材の確保・養成・定着	認知症施策の推進	生活支援サービスの充実及び住まいの確保	高齢者の健康維持・増進	医療・介護基盤の確保	多職種連携体制の推進				
	○	○			○	保健福祉部	長寿社会政策課	認知症地域ケア推進事業	市町村と共に認知症当事者や家族の視点を重視し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制を構築する。
	○							認知症地域医療支援事業	地域のかかりつけ医等の医療職に対して研修を行うことで、認知症の早期発見・早期対応システムの充実、適切な保健医療サービスの提供及び地域連携の一層の充実を図る。
	○				○			認知症地域支援研修事業	認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援の活動の質の向上を支援する。
○								福祉系高校修学資金等貸付事業	介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保・定着を支援するため、「福祉系高校で介護福祉士の資格取得を目指す学生」及び「他業種で働いた者等多様な人材」に対し、返済免除付き貸付を行う。
		○	○					明るい長寿社会づくり推進事業	・豊かで生きがいのある高齢期を実現するため、高齢者スポーツ・文化活動、健康づくり活動及び地域活動を推進するための組織づくり、高齢者の社会活動についての意識改革などを総合的に実施する。
				○				養護老人ホーム建設補助事業	特別養護老人ホーム建設費補助事業を含む。
		○	○					老人クラブ活動育成事業	宮城県老人クラブ連合会が行う介護予防・健康づくり、高齢者相互支援、高齢者福祉の向上及び元気な高齢者の社会参加促進、地域で活動する核となる人材の養成・確保を行う事業に対し補助を行う。
			○				健康推進課	食生活改善普及事業	食生活改善推進員等の地区組織と連携し、フレイル予防など高齢期の健康特性を踏まえ食生活改善の普及啓発を行う。
				○	○		薬務課	認定薬局等の整備促進事業	令和3年8月1日より施行された認定薬局制度の基盤整備・普及推進のため、地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用し、当該薬局に求められる医療機関等との連携体制構築、がんに対する専門的な知識を有し、高度な薬学管理や特殊な調剤に対応できる薬局の整備に関する事業等を行う。

アクションプランの取組						部局名	課室名	事業名	事業概要
介護人材の確保・養成・定着	認知症施策の推進	生活支援サービスの充実及び住まいの確保	高齢者の健康維持・増進	医療・介護基盤の確保	多職種連携体制の推進				
○						経済商工 観光部	産業人材 対策課	離職者等再就職訓練 (介護職員初任者研 修科)	介護従事者として職業倫理と理念を養 い、介護技術及び医療福祉関係の知識、 ケア・コミュニケーションを習得する。
		○					雇用対策 課	高齢者雇用支援事 業	宮城県シルバー人材センター連合会に対 する運営費を補助する。
		○				土木部	住宅課	サービス付き高齢者 向け住宅登録制度	市町村と連携し、サービス付き高齢者向 け住宅の普及促進を行い、高齢者が安心 して生活できる環境を整備する。
		○						公営住宅ストック総 合改善事業	「県営住宅ストック総合活用計画」に基づ き、外壁改修工事や給排水管改修工事を実 施し、ストックの有効活用を図る。
		○						民間賃貸住宅等によ る住宅セーフティネ ットの充実	住宅確保要配慮者が安心して生活を送れ るよう、民間賃貸住宅等へ円滑に入居でき る取組等を実施する。
		○	○			教育委員 会	生涯学習 課	みやぎ県民大学推進 事業	県民への広域的で専門的な学習機会の提 供、生涯学習を推進する人材を育成す る。
		○	○					教育応援団事業	子供の教育活動を支援する企業や団体・ 個人等の活用・促進を図る。
		○	○					地域学校協働活動推 進事業	家庭・地域・学校が連携・協働して子供 を育てる環境づくりを推進する。